

第4次安城市男女共同参画プランの骨子案について

1 計画の基本事項（計画の目的・位置づけ・期間）

- ・「第4次安城市男女共同参画プラン」は、本市において男女共同参画社会を実現するための取組を総合的、計画的に推進するために策定するもの。
- ・「男女共同参画社会基本法」及び「安城市男女共同参画推進条例」に基づく計画
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」に基づく計画を包含する。
- ・計画の期間 平成30年度から平成35年度までの6年間

2 計画の見直し方針

- ・基本的な考え方は現行計画（第3次プラン）までの方向性を引き継ぐが、取組内容の評価・検証結果や、国の動きや新たな課題等を踏まえ、実効性を高めるための新たな施策等を盛り込む。
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく推進計画を包含する。※4次プランから新規追加

3 重点ポイント

市の動向（アンケート、3次プランの評価結果）及び国や県の動向を踏まえ、本プランの重点ポイントとして次の5つを掲げる。

（1）女性の活躍推進に向けた取組の強化

⇒企業アンケートでは、今後女性の活躍を促進する動きが（特に大企業から）見られ、高校生アンケートでも昇進等に意欲的な女子生徒の割合も高い。

⇒審議会における女性登用率についても目標未達成（H28：27.8%＜H29 目標：32%）である。

（2）働き方の改革も踏まえた男性の家庭参画の促進

⇒アンケート、ヒアリングでは男性の育休等の取得しにくさや、共働き男女の家事時間の格差などが明らかになった。

⇒男性自身の家事、育児、介護にかかるスキルを高めるための支援を行うなどし、より一層の男性の家庭参画を促進する。

（3）中高生などの若い世代に向けた働きかけの充実

⇒市民の男女共同参画に関する意識は徐々に改善しつつあると言えるが、依然として様々な分野で男性の優遇感が強い。

（4）町内会等、地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

⇒町内会長は男性がほとんどを占めているが、女性の参画の必要性も認識されている。

⇒人口減少・高齢化の社会となる中で、様々な人材がコミュニティ活動に参画していけるようにするための気運づくり、仕組みづくりのサポート等が望まれている。

(5) 人権を尊重し、人々の多様性を包含する社会づくり

⇒男女間の暴力に関して、依然として被害の潜在化、認識の不足等を背景にした精神的暴力の被害割合の高さ等が傾向として見える。

⇒性的マイノリティへの配慮等、社会全体で必要性が問われ始めている。

4 第4次プラン 施策体系（案）

現計画から見直し、「基本目標」、「施策」、「取組・事業」の3階層で構成する。

基本目標	施策
1 男女平等意識の促進	(1) 男女共同参画に関する啓発活動の展開
	(2) 男女共同参画に関する学習機会の提供
2 若年者への男女平等意識の定着	(1) 学校等における教育機会の充実
	(2) 思いやり、認め合う意識の醸成
3 男女共同参画社会の実践	(1) 女性のエンパワーメントへの支援
	(2) 職場における女性活躍の推進
	(3) 家庭的責任をともに担うための環境の整備
4 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備	(1) 地域・市民活動や防災・防犯分野における参画促進
	(2) 性差を踏まえた健康づくりの推進
	(3) 参画を助ける環境の整備
5 人権の尊重とDVの根絶	(1) 多様性を認め合う社会環境の整備
	(2) DVの啓発と早期対応

5 今後のスケジュール

年月	平成29年									平成30年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
策定業務												
事務作業	計画案策定									パブリックコメント	最終案まとめ	
★男女共同参画審議会			★			★		★			★	
◎庁内部会			◎		◎		◎				◎	
○庁内作業部会		○	○		○		○					